平成２３年（フ）第１６５４号
愛知県東海市加木屋町山之脇60番地の２　ライフプラザ加木屋Ｃ－９
破産者　佐々木　裕
１　決定年月日　平成23年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８４９号
名古屋市中川区元中野町４丁目６番地
破産者　下田　智恵
１　決定年月日　平成23年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８５５号
名古屋市西区城町７番地　ダイソー５号館204号
破産者　三輪　直樹
１　決定年月日　平成23年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９８２号
名古屋市名東区一社２丁目93番地の１　シングルハウスフジ102号
破産者　高橋　　克
１　決定年月日　平成23年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１１９号
愛知県大府市吉田町５丁目100番地　平地住宅109号
破産者　大野亜由美
１　決定年月日　平成23年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０００号
大阪府守口市寺方本通１丁目３番25号
破産者　吉田　宗玄
１　決定年月日　平成23年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７９９号
大阪府門真市小路町21番23―302号
破産者　吉田　秀子
１　決定年月日　平成23年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８６３号
大阪府堺市西区浜寺石津町中２－６―17、開始決定時住所大阪市住吉区万代東４丁目３番25―206号
破産者　岡本　範彦
１　決定年月日　平成23年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８５８号
大阪市福島区大開４丁目１―11―1210号、開始決定時の住所大阪市淀川区野中北１丁目10番４号
破産者　北川軽運送サービスこと　北川　雅幸
１　決定年月日　平成23年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０１８号
大阪府茨木市耳原１丁目４番10号、前住所大阪府茨木市上中条１丁目２番32号
破産者　野口　健一
１　決定年月日　平成23年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１７１号
神戸市長田区堀切町21番９号、前住所大阪府高槻市南平台４丁目８番２号
破産者　山住　広光
１　決定年月日　平成23年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２９２号
大阪市中央区上汐２丁目４番２―501号
破産者　熊谷　晃一
１　決定年月日　平成23年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２９７号
大阪府寝屋川市点野５丁目29番７号
破産者　馬場　正昭
１　決定年月日　平成23年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３０３号
大阪府東大阪市大蓮北１丁目２番10号　ヴィバーチェ大蓮30号、前住所大阪府八尾市本町５丁目１番11―302号
破産者　柱谷　昌美
１　決定年月日　平成23年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３９４号
大阪市西区江戸堀３丁目６番41―1001号
破産者　吉澤滿喜子
１　決定年月日　平成23年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４０４号
大阪市淀川区木川西２丁目６番11号　かどやハイツ201号
破産者　長岡　孝子
１　決定年月日　平成23年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４０５号
大阪市淀川区木川西２丁目６番11号　かどやハイツ201号
破産者　長岡　孝弘
１　決定年月日　平成23年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４１４号
大阪府豊中市東豊中町５丁目２番123―404号
破産者　Ａ．Ｓ．Ｋこと　島川　重光
１　決定年月日　平成23年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４２１号
大阪府八尾市久宝寺２丁目１番２―501号
破産者　黒川　　勇
１　決定年月日　平成23年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部